

奈良県告示第三百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

上野地（ロ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字上野地月谷 三五六番一 一号及び六号から八号まで

〃 三五六番一 二号から五号まで